

2025 年 5 月末までの再届出をお忘れなく！！！！**【変更内容】**

2025 年 5 月 31 日 (経過措置終了) までに再届出が必要な施設基準		
旧点数		新点数
歯科外来診療環境体制加算 1 (外来環 1) ※診療所	→	歯科外来診療医療安全対策加算 1 (外安全 1)
	→	歯科外来診療感染対策加算 1 (外感染 1)
歯科外来診療環境体制加算 2 (外来環 2) ※病院歯科	→	歯科外来診療医療安全対策加算 2 (外安全 2)
	→	歯科外来診療感染対策加算 3 (外感染 3)
かかりつけ歯科医機能強化型 歯科診療所 (か強診)	→	小児口腔機能管理料の注 3 に規定する 口腔管理体制強化加算 (口管強)

注意事項

- ・ 新基準を満たしたうえで、**厚生局**への再届出が必要です。対象は、「2024 年 3 月 31 日時点で旧点数の届出をしており、改定後の再届出が未提出の歯科医療機関」です。(参照：2024 年要点と解説 p 32～33)
- ・ 九州厚生局の HP から、届出状況が確認できます。
- ・ 各施設基準の要件にある研修について、佐賀県保険医協会 HP の e-ラーニングで、2024 年改定に対応した研修が受講可能です。ご活用ください。

**【2025 年 4 月 1 日以降、一部の点数の改正も行われています】**

改正前 (~3/31)		改正後 (4/1~)
B001-2 歯科衛生実地指導料 口腔機能指導加算	10 点 →	12 点
M003 印象採得、M006 咬合採得、M007 仮床試適 歯科技工士連携加算 1	50 点 →	60 点
歯科技工士連携加算 2	70 点 →	80 点

※「光学印象歯科技工士連携加算 (光学印象)」については変更なし。

【お問い合わせについて】

当ニュースや日常の診療報酬に関するご質問等は、右記の F A X もしくはメールにて受付けています。また、当会 HP へも掲載しますので、そちらでも確認いただけます。

佐賀県保険医協会

TEL : 0952-29-1933

FAX : 0952-23-5218

MAIL : hoken-i@star.saganet.ne.jpHP : <http://saga-doc.jp/>